

ご説明資料



目次

政策金融改革の動向

- 「行政改革推進法」 P 2
- 完全民営化のプロセス P 3
- 完全民営化時点における姿 P 4
- 完全民営化に向け移行期に講じられる措置 P 5

業務、決算の状況

- 中小企業の持続的成長に向けた取り組み P 6
- 健全かつ効率的な業務運営 P 7
- 17年度決算の概要 P 8

ビジネスモデル

- 経営理念 P 9
- 今後のビジネスモデル P 10

(参考) 商工中金の概要 P 11



「行政改革推進法」

行政改革推進法

～ 財政基盤確保と中小企業金融の根幹維持のための措置のもと、
20年度からおおむね5～7年後を目途に完全民営化

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（「行政改革推進法」）
抜粋（18年5月26日成立、6月2日公布）

（商工組合中央金庫の在り方）

第6条 商工組合中央金庫は、完全民営化するものとし、平成20年度において、これらに対する国の関与を縮小して経営の自主性を確保する措置を講ずるものとする。

2 商工組合中央金庫に対する政府の出資については、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、前項の措置のおおむね5年後から7年後を目途として、その全部を処分するものとする。

3 政府は、第1項の完全民営化に当たっては、商工組合中央金庫の円滑な運営に必要な財政基盤を確保するための措置を講ずるとともに、商工組合中央金庫の有する中小企業等協同組合その他の中小企業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融機能の根幹が維持されることとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（危機対応）

第4条 四 内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融について、新政策金融機関及び第6条第1項に規定する機関その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とする体制を整備するものとする。

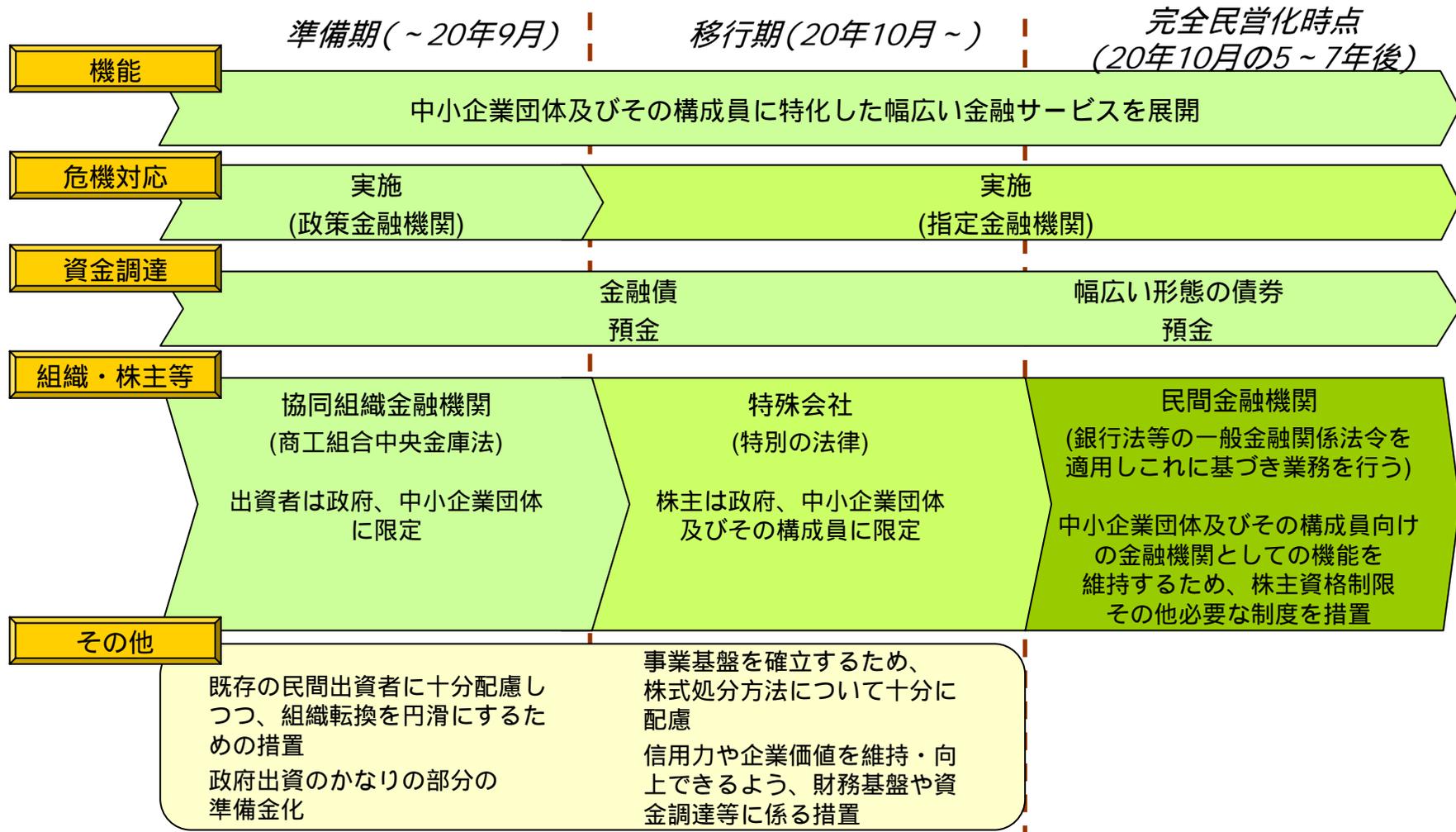
（留意事項）

第13条 政府は、第5条から前条までの規定による措置を講ずるに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

一 （略）

二 現行政策金融機関の行う資金の貸付けその他の業務の利用者及び現行政策金融機関が発行した債券の所有者の利益が不当に侵害されないようにすること。

完全民営化のプロセス



● 完全民営化時点における姿

中小企業団体とその構成員の皆さまから、より信頼され、より役に立つ金融機関を目指して完全民営化を推進

- 政策金融機関として培った中小企業との信頼関係等を活かして、中小企業団体及びその構成員向けに特化した幅広いサービスを展開する民間金融機関となります。
- 中小企業に特化した事業評価の能力や全国的なネットワーク等の経営資源を活かして、事業再生や創業支援も含めた中小企業のニーズに対応し、安定的な資金供給、多様な金融サービスの開発・提供を行うことを事業の目的といたします。
- 内外の金融秩序の混乱、大規模な災害等の危機時においては、政府の指定する金融機関として金融の円滑化のための役割を担います。
- こうした機能を維持するため、株主資格の制限その他必要な制度が措置されます。また、幅広い形態の債券発行と預金による安定的、効率的かつ多様な資金調達基盤を確立します。



完全民営化に向け移行期に講じられる措置

20年10月、特別の法律に基づく特殊会社に移行。その後の完全民営化時点で最適なビジネスモデルを構築し、その信用力や企業価値を維持・向上できるよう、財務基盤や資金調達等に係る措置が講じられる

- 中小企業の皆さまに対する円滑な金融機能を継続的に実現できるよう、強固な財務基盤を確立するため、現在の政府出資のかなりの部分が準備金化されます。
- 円滑な資金調達を確保するため、移行期は現在の金融債を引き続き発行してまいります。
- 中小企業による業務運営を確保しつつ財務基盤を強化するため、新機関の株主構成を中小企業団体及びその構成員とします。
- 新体制への移行に当たっては、既存の民間出資者の皆さまに十分配慮しつつ、株式会社への組織転換を円滑にするための措置が講じられます。
- 貸出や債券等の取引先の利益が不当に侵害されないよう、その経過措置について、必要な法律上の措置が講じられます。

中小企業の持続的成長に向けた取り組み

必要な資金を安定的かつタイムリーに供給するとともに、17年度は「地域再生・活性化への貢献」などについて重点的に取り組み

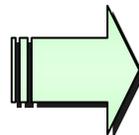
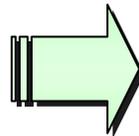
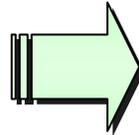
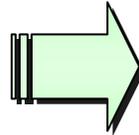
重点的に取り組んだ事項

< 中核的な戦略目標 >
安定した経営基盤の整備に貢献

地域再生・活性化への貢献

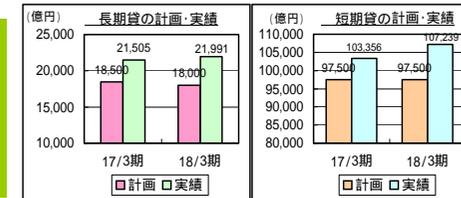
金融フロンティアの開拓

セーフティネット機能の発揮



取組概況

- ・中小企業の実態を見極め、経営をサポートすることを重視しながら個々の企業の日々の資金ニーズにタイムリーに対応。
- ・長期貸、短期貸ともに計画を上回る実績。



- ・全国92店舗が地方公共団体の施策等に沿った298の支援テーマを設定し、必要な資金の融資や情報提供を実施。
- ・「ものづくり」「環境配慮」「女性の社会進出支援」等に関する地方公共団体の施策と連携して創設した独自の融資制度が同様のニーズを持つ他県へ波及するなど面的な活動が順次具体化。

- ・過度に不動産担保・個人保証に依存しない新たな金融手法の開発に注力。平成17年度は、昆布、そうめん、豚などを担保としたABL（アセット・ベスト・レンディング）などに取り組み。
- ・平成16年に商工中金が開発したDDS（デット・デット・スワップ）について、地域金融機関に対する研修を行い、同手法の普及に貢献。

- ・景気が回復基調にあること、貸し渋りが沈静化したことなどから、融資件数、金額ともに前年度比減少。
- ・ただし、外部環境の急変により一時的に苦境に陥った中小企業が緊急事態から脱却することを支援するための体制を確保し、例えば原油価格上昇の影響を受けている中小企業から50件の相談を受けるなど時宜の問題に対応。



健全かつ効率的な業務運営

「収益性」、「効率性」、「健全性」の確保のため、活動指針「健全かつ効率的な業務運営」を掲げ、これを4つのポイントに展開

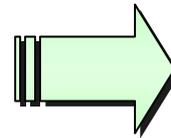
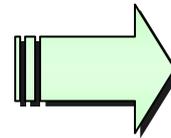
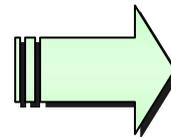
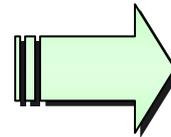
重点的に取り組んだ事項

機能、人材、組織を使命達成のために最適化

目利きとコンサルティングにより、審査精度の向上、リスク管理の高度化を果たし、健全な経営基盤を構築

業務運営の効率化とリスクに見合ったプライシングで、財務基盤を強化

コンプライアンスと説明責任を徹底し、経営の透明性を向上



取組概況

・システムインフラ等の機能強化、高度な知識と強い意欲を持った人材の育成等により、組織を最適化。

・目利き能力を高め、中小企業の実態に応じた経営改善支援に注力するとともに、リスク管理態勢の高度化を図り、経営基盤の健全性を確保。

・適正な貸出スプレッド、手数料収入の確保に努めるとともに、人員の適正配置と経費圧縮等により経営を効率化。

・コンプライアンスを徹底するとともに、ステークホルダーとのコミュニケーションを強化し、一層の経営の透明性向上を推進。

17年度決算の概要

不良債権処理額減少に加え、効率化推進等により、経常利益は前年度を上回る水準

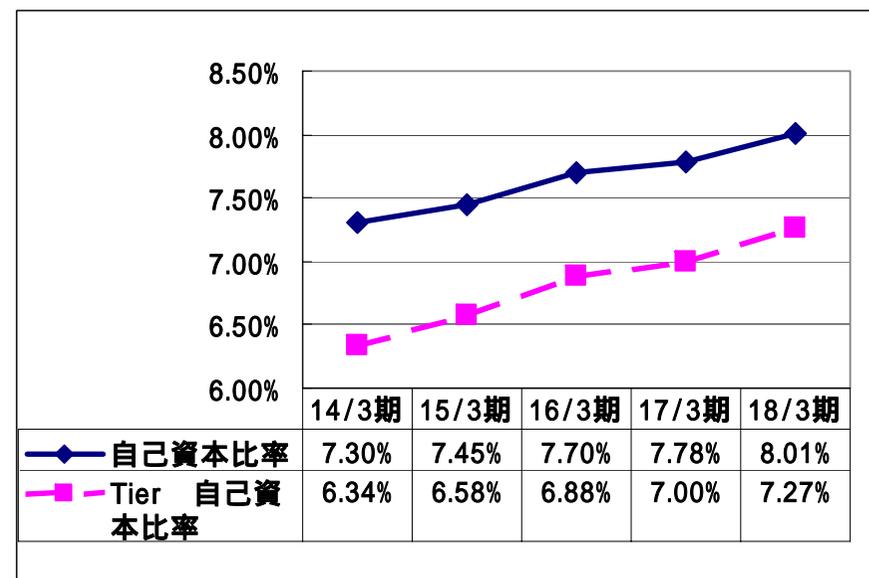
(単位:億円)

	17/3期	18/3期	前期比
業務粗利益	1,499	1,479	19
コア業務粗利益	1,547	1,542	4
経費・債券費	744	726	18
一般貸倒引当金繰入・戻入額(a)	5	40	35
業務純益	760	793	33
臨時損失	606	508	97
うち不良債権処理額(b)	592	524	68
経常利益	153	285	131
特別損益	2	88	86
法人税、住民税及び事業税	30	18	12
当期純利益	92	128	35
出資配当率	3%	3%	0%
与信関係費用 (a)+(b)	587	483	103
自己資本比率	7.78%	8.01%	0.2%
不良債権比率	5.3%	4.8%	0.5%

(注)

- ・コア業務粗利益は、業務粗利益から有価証券売却損益等を控除したもの
- ・不良債権比率は 分類控除後のリスク管理債権の貸出金に占める割合

自己資本比率の推移



資本金の状況 (18年3月)

民間出資1,143億円 政府出資4,053億円

商工組合中央金庫法第30条の3及び財務省・経済産業省告示により、自己資本比率について、8%以上を目標とし、充実に努めているところ

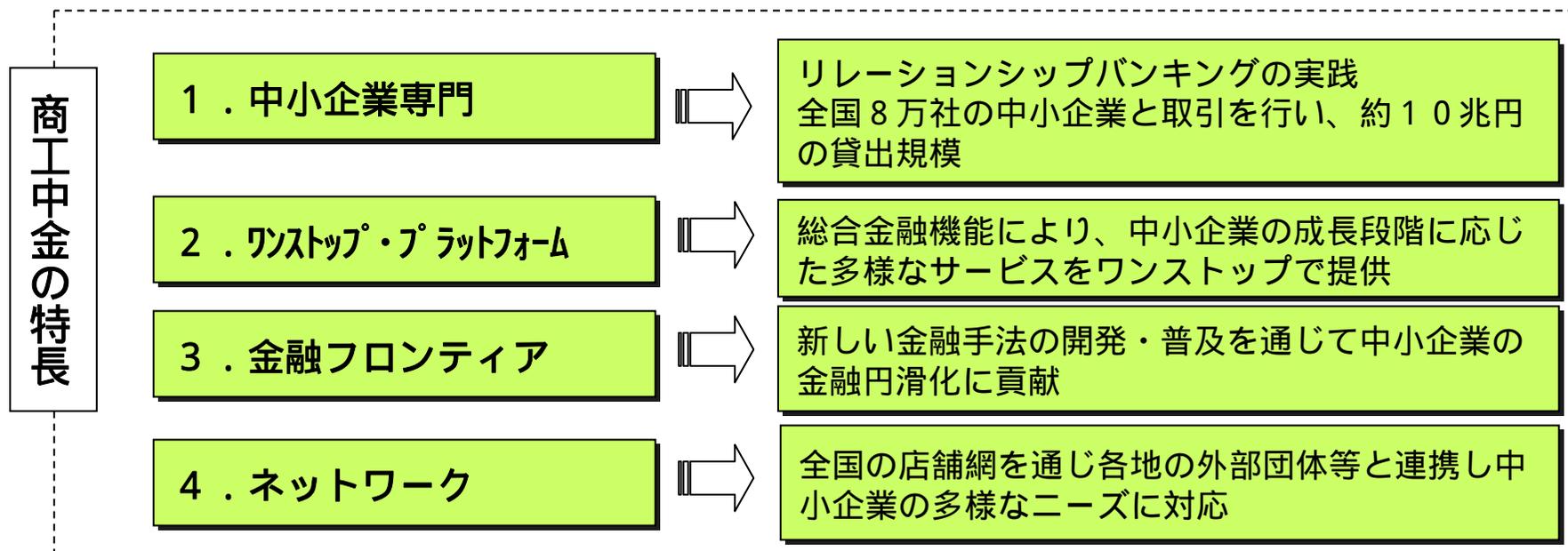


経営理念 ~ 「商工中金の特長」をさらに磨き、 これまでの機能・役割を維持強化 ~

経営理念

中小企業の生の声を活かしながら業務運営を行う全国展開の金融機関として

- ・ これまでの70年培ったノウハウを活かしつつ、常に金融フロンティアにチャレンジし続け、
- ・ 総合的で質の高い金融サービスを安定的に提供することにより、中小企業組合や中小企業等が持続的に成長することを支援し、
- ・ 地域経済の発展に貢献することを通じて、新・商工中金の社会的価値の向上を目指します。





今後のビジネスモデル

リレーションシップ重視

お客様との緊密なリレーションシップを更に強化することにより、より高い顧客満足と企業価値の向上を目指します。長期安定的な取引姿勢を堅持し、中小企業金融を量・質ともに維持します。

ニーズ対応力の強化

緊密なリレーションシップを活かして、多様な経営ニーズに付加価値の高いサービスで応えます。
 経営者個人のニーズ(事業承継や資産運用)に応えられる商品・サービスメニューを拡充します。
 中小企業金融の円滑化に資する金融フロンティアの開発・普及に注力します。

多様な連携(ネットワーク)の強化

多様な連携によりリレーションシップの裾野を広げます。
 地域金融の円滑化・活性化という価値観が共有できる地公体や中央会、商工会議所等との相互メリットのある連携を強化します。
 こうしたネットワークを活用して、営業基盤を拡充するとともに、効率的な営業体制を構築します。

中小企業金融を下支えする取組み

安定的かつ効率的な調達基盤の確立

お客様の運用ニーズを的確に捉え、多様な運用手段を提供します。預金資格制限の撤廃にあわせて、魅力ある商品開発やシステムインフラ等のチャンネルを見直します。
 お取引先の資金運用ニーズを把握しつつ、決済性資金や一時的な余裕資金の運用を提案します。

着実な業務運営のため、収益性・効率性の強化

市場環境を踏まえたポートフォリオ運営により、市場運用力の強化を図ります。
 新たなビジネスモデルを着実に実施していくために、経営資源を適正に配分し、体制(組織・人員・システム等)を整備します。
 ・地域連携やニーズ対応を支援する本部サポート体制を強化します。
 ・情報力を高め、効率化に資するシステムへ投資を強化します。



(参考) 商工中金の概要

- 正式名称 商工組合中央金庫
- 設立 昭和11年11月30日
- 根拠法 商工組合中央金庫法(昭和11年法律第14号)
- 店舗数 102店舗(国内99店舗・全都道府県に配置、海外3店舗)
- 役員数 14名
- 職員数 4,424名
- 資本金 5,197億円
 - うち政府出資 4,053億円(78.0%)
 - うち民間出資 1,143億円(22.0%)(民間出資は中小企業組合、出資組合数27,178組合
加入構成員数推計300万事業者)
- 資金調達 債券 78,326億円
預金 24,200億円
- 資金運用 貸出金 94,276億円(所属中小企業組合とその組合員が貸出業務の主な対象)
 - うち設備資金 23,174億円(24.6%)
 - うち長期運転資金 40,942億円(43.4%)
 - うち短期運転資金 30,158億円(32.0%)有価証券17,707億円(主として国債)
- 総代数 135名(都道府県単位の民間出資者による選挙で決定)

(平成18年3月31日現在)